# 令和元年度(平成31年度)教育委員会定例会会議録

【日時】 令和元年11月26日(火)

【開会】 14時00分

【閉会】 15時26分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

# 【出席委員】

教育長 小田嶋 満 教育長職務代理者 岡田 弘

委員小原良 委員中村香

委員高橋美里 委員岩切貴乃

# 【出席職員】

教育次長 石井 宏之

教育委員会事務局担当理事 総合教育センター所長事務取扱 小松 典子

総務部長 亀川 栄

総務部担当部長 杉本 眞智子

職員部長 石渡 一城

学校教育部長 森 有作

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 榎本 英彦

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

健康給食推進室担当課長 大塚 裕司

健康給食推進室担当係長 小川 大輔

生涯学習推進課担当課長 宮川 匡之

文化財課長 服部 隆博

教職員企画課担当課長 佐藤 忠光

教職員企画課課長補佐 石田 隆由

教職員人事課長 広瀬 進

教職員人事課担当係長 田中 誠志

企画課担当係長 武田 雅規

調查·委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

【署名人】 委員 岡田 弘

委員 岩切 貴乃

指導課担当課長 武田 充功

教職員人事課担当課長 重田 朋希

指導課担当課長 稲葉 武

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

# 1 開会宣言

### 【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 開催時間

# 【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時20分までといたします。

### 3 傍聴

### 【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

### 【各委員】

<了承>

#### 【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

#### 4 非公開案件

#### 【小田嶋教育長】

非公開案件についてでございますが、本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項 No.5は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、争訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、報告事項No.6は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、報告事項No.7は、公表期日前の案件により、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<了承>

### 【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

なお、報告事項No.7につきましては、公表期日以降は公開しても支障がないため、会議録には 掲載させていただきます。

### 5 署名人

### 【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。 岡田委員と岩切委員にお願いいたします。

### 6 報告事項 I

報告事項 No. 1 小学校給食における給食実施回数増と給食費の増額について

# 【小田嶋教育長】

では、報告事項Iに入ります。

「報告事項No.1 小学校給食における給食実施回数増と給食費の増額について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

### 【大塚健康給食推進室担当課長】

健康給食推進室でございます。「報告事項No.1 小学校給食における給食実施回数増と給食費の増額について」御説明させていただきます。

はじめに、資料 1 ページ目の「1 令和 2 年度給食実施回数と給食費について」でございますが、まず、給食実施回数につきましては、令和 2 年度は年間 1 8 7回といたします。これは今年度と比較しますと 4 回の増となります。

次に、回数増の理由といたしましては、令和2年度から、小学校3、4年生の外国語活動の 導入と小学校5、6年生の外国語の教科化が予定されており、給食実施回数を増加することで午 後の授業時間を確保し、外国語教育の本格実施に伴う授業数増に対応するためでございます。

授業時間数の確保のために給食実施回数をふやすことにつきましては、小学校校長会からの強い要望もございまして、またカリキュラムセンターとも協議を行った結果、必要であるとの結論に至ったものでございます。

続きまして、令和2年度からの学校給食費の額についてでございますが、給食実施回数が4回 ふえることに伴い、令和2年度の給食費が変更となります。1食当たりの基準単価につきまして は、これまでどおりの270円で変更はございません。その270円から年額及び月割額を定めるものとしまして、年額は5万600円、月割額は4,600円となります。

なお、アレルギー等による牛乳停止の場合は、年額4万1,800円、月割額3,800円となります。また、令和元年度の年額等を載せておりますので、御参照いただければと思います。 一月当たり100円の増額ということでございます。 次に、1枚おめくりいただきまして、「2 消費税率の変更に伴う給食費の改定について」でございますが、給食物資の食材費のほとんどが軽減税率の対象になっていることから、今回の増税に伴う給食費の改定は行いません。

しかしながら、燃料費や飼料費等の諸経費等の税率が10%になっているということから、今後、消費税の引き上げによる食材価格が高騰することも考えられます。その場合には、その影響分を給食費に反映させる必要があることから、学校給食費の改定につきまして、検討、場合によっては実施してまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

### 【小田嶋教育長】

では、何か御質問等はございますでしょうか。 中村委員。

### 【中村委員】

4回ふえるということは、午後の授業が4日間ふえるということですよね。

## 【大塚健康給食推進室担当課長】

そうです。

### 【中村委員】

そうすると、午後、大体2時間分くらいあるとすると、8時間分ぐらいふえるという理解でよるしいですか。

#### 【大塚健康給食推進室担当課長】

そうですね。

#### 【中村委員】

8時間分ぐらいで、外国語活動とかの分が足りるのか、逆に心配になったんですけれども。

### 【大塚健康給食推進室担当課長】

既に、外国語活動の導入、外国語の教科化というのは、一部行われていると思います。この部分は、恐らく学校のほうで調整されてやっていただいているところなのかなと思うんですけれども。

#### 【小田嶋教育長】

補足を、センター所長、お願いします。

# 【小松総合教育センター所長事務取扱】

来年度からの新しい学校指導要領の実施に伴って、こちらに書かれていますように、3、4年

生の外国語活動、5、6年生が外国語学習の教科化というのが全面実施になります。それに伴って、35時間分上乗せが中学年の場合されます。外国語が入る前までは週28コマだったのですが、週29コマにふえます。週29コマというと、月、火、水、木、金のうち4日間が6時間授業で、1日だけが5時間授業、その5時間授業のところにクラブ、委員会とかも入ってきますから、ほぼ毎日6時間というふうに、今なっている状態です。その毎日6時間というところが子どもたちの負担にもなりますので、それをモジュールでとったりということで、いろいろな学校で工夫はされているところです。

とにかく、授業時数を確保するために、夏休みなども結構圧縮して、短い期間で授業時数を 大きくふやしているというところが今の現状です。

夏休みに、こんな形で給食をいただける日が4日ふえることによって、その授業日数の幅を少 し流動的に、夏休みを少し多めにとってというようなところが今回の考え方です。

### 【中村委員】

では、十分検討されて、この4日間で大丈夫ということですね。

#### 【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、報告事項No.1について、承認してよろしいでしょうか。

### 【各委員】

<承認>

#### 【小田嶋教育長】

では、報告事項No.1は承認といたします。

報告事項 No. 2 新しい宮前市民館・図書館づくりに向けたワークショップ等の実施概要について

#### 【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.2 新しい宮前市民館・図書館づくりに向けたワークショップ等の実施概要について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

#### 【宮川生涯学習担当課担当課長】

それでは、「報告事項No.2 新しい宮前市民館・図書館づくりに向けたワークショップ等の 実施概要について」御説明いたします。

鷺沼駅周辺に移転・整備することを予定しております新しい宮前市民館・図書館づくりに向けまして、生涯学習推進課では、区民参加型のワークショップと宮前区民祭におけるオープンハウ

ス型のブース出展により、区民の皆様からの意見聴取の取組を実施いたしました。

資料1の上段の「1 みんなでつくる、あたらしい宮前市民館・図書館アイデアワークショップ」でございますが、本ワークショップは、新しい市民館・図書館が魅力にあふれ、使いやすい施設となるよう、施設の将来像や期待することやアイデア等を出し合い、区民の皆様と新しい施設づくりを考えるために開催したものでございます。

令和元年9月7日、土曜日及び10月5日、土曜日の連続2回で行ったものでございまして、 それぞれ40名を超える皆様に御参加いただきました。

テーマといたしましては、ワークショップでは、「①新しい宮前市民館・図書館に『引き継ぎたいこと』『期待すること』を出し合おう」、「②多様なライフスタイルと結びつく『つながる・ひろがる・学ぶ』新しい市民館・図書館のアイデアを出し合おう!」をテーマに、小・中学生も交えたグループワークにより実施したものでございます。

次に、「2 みんなでつくる、あたらしい宮前市民館・図書館オープンハウス(宮前区民祭)」でございますが、10月20日開催された宮前区民祭にオープンハウス型のブースを出展し、アイデアワークショップの内容をお知らせしながら、区民祭にいらした方々からの御意見を伺ったものでございます。

資料2の「みんなでつくる、あたらしい宮前市民館・図書館ニュースレターVol. 1」をごらんください。こちらでは、アイデアワークショップの第1回目の様子をお伝えしています。

裏面をごらんください。主な御意見のまとめといたしましては、「現在の市民館・図書館の『気に入っていること』」につきましては、さまざまなイベントや講座があって、多世代交流や地域支援につながっていることや他の公共図書館との連携があることなど、また、「改善したいこと」につきましては、施設全体の暗い印象や老朽化・狭隘化、開館時間の短さ等の御意見でございます。

中段の「『こんな市民館・図書館になったらよい』・『期待すること』」につきましては、 5つの項目に取りまとめ、区民の皆様のアイデアや御意見を御紹介しております。

1つ目といたしましては、自由に気軽にみんなが集まりやすい場等、「地域とつながる開かれた場所のあり方」に関するもの。2つ目といたしましては、新たなビジネスやアイデアが生まれる場等、「文化・教養・ビジネスを生み出す場のあり方」に関するもの。3つ目といたしましては、静かな空間とにぎやかな空間が上手に共存している場等、「知的情報を収集・発見し、深める場のあり方」に関するもの。4つ目といたしましては、愛着が湧き、利用したくなる施設等「新しい施設のあり方」に関するもの。5つ目といたしましては、安心安全でアクセスのよい施設等のアイデアや御意見を区民の皆様からいただきました。

資料3をごらんください。こちらは、第2回目のアイデアワークショップの内容をまとめてご ざいます。

上段のトピック1にありますとおり、第1回目にいただいた御意見を「地域とつながる開かれた場所のあり方」、「文化・教養・ビジネスを生み出す場のあり方」、「情報を収集・発見し、深め集積する場のあり方」の3つの視点から深め、新しい市民館・図書館への期待や使い方について、たくさんのアイデアをいただいたものでございます。

続きまして、下段のトピック2でございますが、こちらは10月20日、日曜日の宮前区民祭のブース出展の内容でございまして、アイデアワークショップを通じて取りまとめました、新し

い市民館・図書館で実現したいアイデアをパネルで御紹介し、その中で「いいね!」と思うもの にシールを貼っていただいたものでございまして、約750人の方々に御参加いただきました。 内容につきましては、資料4をごらんください。

3つの視点のうち、1つ目の、地域とつながる開かれた場所のあり方についてですが、「子どもの大騒ぎもOK!ママパパが気を使わず、子育てを応援する人であふれている!」や「誰でも自由に利用できて、交流できるフリースペースがある!」等の8つのアイデアでございます。

下段にありますとおり、2つ目の、文化・教養・ビジネスを生み出す場のあり方についてですが、「今までにない活動や取組、イノベーションが生まれやすい空間の工夫がある!」などの3つのほか、裏面にまいりまして、3つ目の、情報を収集・発見し、深め集積する場のあり方につきましては、「にぎやかな場と静かな場がすみ分けられていて、利用者の目的に応じて利用できる!」や「10年後、20年後の未来でも使えるアップデート型の施設!」等の4つとなっております。

また、中段にあります、子どもたちのアイデアについてですが、「『ナマケものスペース』をつくりたい!」や「『NaturePark』にしたい!」などでございまして、幅広い年代の多くの皆様に新たな施設づくりに向けた取組を知っていただく、よい機会ともなりました。

引き続き、いただいた御意見やアイデアを参考としながら、新しい宮前市民館・図書館づくり に向けた取組を進めてまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。 御質問等、ございますでしょうか。 高橋委員、どうぞ。

# 【高橋委員】

こちらのニュースレターは、どのようなところで配られていますか。

#### 【宮川生涯学習担当課担当課長】

こちらにつきましては、まず、配置につきましては、宮前区内の市民館・図書館、あとは菅生 分館、それと区役所、向丘出張所という形とあわせまして、こちらをポスター形式にして、例え ば保育園とか、わくわくとか、学校とか、そういうところにポスター掲示という形で配架してい るのとあわせてホームページでも皆様にお知らせしているところです。

### 【高橋委員】

小学校で配っていないですか。

#### 【宮川生涯学習担当課担当課長】

小学校では、配架ではしていなくて、ポスターを貼らせていただいています。宮前区内の小学 校です。

### 【高橋委員】

私、これを見て、きょうではなくて以前に見て、すごくいいなと思ったので、どこでもらった かなと思って。

すごくわかりやすくて、紙面も明るくて、ちょっとわくわくするような感じが伝わってくるものだったので、とてもいいなと思ったので、より広い方に、たくさんの方に見ていただければいいなというふうに思います。

# 【小田嶋教育長】

中村委員。

### 【中村委員】

いろいろな意見を反映して、新しい市民館・図書館のあり方を検討するのは、とてもいいことだと思いました。

一方で、ちょっとお伺いしたいのは、もともと宮前市民館とか図書館は、障害者とか外国人と か、いわゆる「社会的弱者」といわれるような方たちは、どれぐらい利用していらっしゃるんで すか。

### 【宮川生涯学習担当課担当課長】

ちょっとそこら辺のデータは、きょうは持ち合わせていませんが、一つ、例えば識字学級をやっていますので、参加者というようなものとしては、データとしてはありますし、あとは、例えば障害者という形じゃなくて、大きな文字の本もあって、そちらの貸出件数とか、そういうところですね。そういう形の件数的なところを抽出することは可能だと思いますが、今現在、すみません、手持ちの資料はございません。

#### 【中村委員】

今資料がなくても結構ですけれども、そういう方々も使っていらっしゃるわけで、こういうワークショップには、なかなか参加されにくいと思うんですね。そういう方も使える場所にしていくということが、すごく大事だと思います。誰でも自由に利用できて、交流できるフリースペースということも書いてありますけれども、本当に誰もが使える場所になってほしいと思いますので、そういう方々の意見も聞いていただきたいなと思ったんですね。

例えば、私が勤める大学が町田市にあるんですけれども、町田市には「障がい者青年学級」がありまして、障害者の方が学んでいらっしゃるんですね。町田市であれば、その青年学級の方々の意見とかも聞かなきゃいけないと思います。川崎のこの宮前市民館は、どういう方が使っていらっしゃるのかわからないので、今使っている方々にとっても、ということも大事にしていただけるといいかなと思いました。

# 【宮川生涯学習担当課担当課長】

そういう意味では、我々といたしましても、例えばこの情報を宮前市民館の専門部会、これは

利用者の方も入っていますし、市民代表の区民代表の方が入っていますので、そういう方たちと、 今2回ほど情報提供していますし、幅広いので、アリーノの専門部会等にも御紹介をさせていた だいて、意見交換をさせていただいていると。

もう少し言いますと、宮前区のまちづくり推進協議会、そちらのほうにも先日伺いまして、幅 広くこちらを御紹介させていただく中で、意見交換等をさせていただいています。

先ほどの、外国人と障害者に関する御指摘についてですけれども、今回、外国人の方はいらっしゃらなかったと思うんですけれども、子どもたちの意見から、バリアフリーという意味も、幅広い意味で、外国人とか障害者の方がもっと使えるような、あるいは子連れのお父さん、お母さんが使えるような、そういう配慮も必要なんじゃないかみたいな意見も出されておりますので、今の御意見も参考にしながら、本取組を進めてまいりたいと思います。

### 【中村委員】

ありがとうございます。

# 【小田嶋教育長】

ちょっと補足しますと、私が区長をやっているときに、外国人の方は、今、担当課長が言いましたように、まちづくり協議会にウエルカム部会というのがあって、外国人の方たちを、いろんな地域活動にも参加を促すということで、例えば、区の総合防災訓練なんかも案内して、どういうことが行われているかなんてやる部会があって、多分そういった部会では、そこの情報提供に対して、そういった視点で、外国人の利用という視点で、また御意見があるのかなと。

あと、障害者の利用では、身体障害者協会、区の。それが総会をやったり会合をしたりして、私もその会議に出て挨拶をしたりしていましたけれど、そういった方の視点というのが、やはり、市民館のあり方検討会か、そういったもので話題が出るでしょうし、あと、このもともとの「さぎぬまプロジェクト」といって、市民館・図書館、区役所の移転に伴う会議の中では、いろんな団体にヒアリングをしているんですね。その中に、今言った身体障害者協会の方にもヒアリングをしていたりとかしていますので、最終的には、総合的にいろんな意見を踏まえて、また検討されるのかなというふうに思います。

御指摘を、しっかり受けとめながら、また進めていただければというふうに思います。 ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員。

### 【岩切委員】

750人という、多くの声を集められたということで、とてもいいことだなというふうに思いました。

ここに、多分750人の方、今、中村委員のほうからもありましたけれど、この750人と、 宮前市民館・図書館、新しいところを使われる方というのが、必ずしも一致していない可能性も あるなというところはあるんですが、新しいユーザーがふえるということはいいことなので、ぜ ひ、声を取り入れていっていただきたいなというふうに思いました。

やっぱり、既存の方たちの声というのも、ぜひしっかりと入れていただきまして、今既に市民

館とか図書館を使われている方たちが、継続して使いやすいような工夫というのも、ぜひしてい ただけたらありがたいなと思いました。

#### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。 小原委員。

### 【小原委員】

「文化・教養・ビジネスを生み出す場のあり方」って書いてあるんですけど、このビジネスの 部分って、どういう考え方ですか。コワーキングスペースとか、そういうものをつくるとかとい うことなんですか。

### 【宮川生涯学習担当課担当課長】

まだ、検討段階、これから具体的なスペースのお話に入っていきます。一つ、鷺沼に移転する 宮前市民館は、民間施設とも連携しながら、さまざまなまちのにぎわいとか、回遊性とか、そう いうものも高めていこうというふうな取組もしていくというのが、昨年度の基本方針に書かれて おりますので、その中でも、やっぱりコワーキングスペースとか、あるいはワークショップで働 く人の世代が、もうちょっと使いやすいように、朝ちょっと早目に貸し出しできないかみたいな、 そんな意見も出ています。

なので、そういういろんな部分、ソフト面でのやり方というのはあると思いますので、まさに そういう意見も30年度以来から出ている。今年度も出たところでございまして、コワーキング スペースも一つの事例だと思いますし、そういうところも民間と連携をしてやるとか、あるいは 開館時間とかそういうのも含めて、今後、深めていくという感じになるかと思います。

### 【小原委員】

高校生とかが勉強する場所がなくて、結構、図書館とかに来ても、席がなくて帰るとかというのは見受けられるんですけど、そういうものと、ちょっとコワーキングスペースみたいなものになると、ぶつかってしまうかなという気はしているんですね。だから、なるべく中学生、高校生が勉強できる場所というのを、少し提供してあげたいというふうには、個人的には思っています。

あと、その辺は、もう建物の容量の中でしか決まらない話なので、どれぐらいできるのかわからないですけど、両方を兼ね備える機能があるんだったら、それはそれでもと思います。

これから、まだ先、ずっと検討会があるわけですよね。よろしくお願いします。

あと、これだけいろんなものが出てくると、これを集約かけるのが、すごく大変だと思うんですよね。相当な面積になるなと、見ていて思ったんです。床面積として、かなりの面積になってくるという。だから、ある程度、絞って絞ってという作業をそろそろしていかないと、期待していたけど、でき上がったら違うものになっていたと思われかねないというのもあるので、その辺も上手にかじを取っていかなきゃいけないかなと思っていますので、よろしくお願いします。

#### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。 岡田委員。

#### 【岡田教育長職務代理者】

各委員が申し上げたとおりだと思いますし、とてもいいアイデアがたくさん入っていて、市民からの意見も幅広く集約する形になっているので、すごくいいなというふうに思っております。

私が勤めているところの大学で、今はもう「ラーニングコモンズ」というふうな形で、私が持っていた図書館のイメージとは違うイメージで、さらに言うならば、図書館で物を食べながら、飲みながら学ぶ。一人で学ぶよりは、みんなで学ぶという方向もありますので、多様性ということだというふうに思うんですけれども、そういったところを踏まえながら、先ほど小原委員がおっしゃったように、これだけの意見が出てくると集約が大変だなというふうには思いますけれども、よりよいものができるんじゃないかというのは、これを見ただけでもわくわくしてきますので、ぜひ、これを進めていっていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。 では、よろしいでしょうか。 それでは、報告事項No.2について承認してよろしいでしょうか。

### 【各委員】

<承認>

#### 【小田嶋教育長】

では、報告事項No.2は、承認といたします。

#### 報告事項 No. 3 二ヶ領用水の国登録記念物(遺跡関係)への登録について

### 【小田嶋教育長】

次に「報告事項No.3 二ヶ領用水の国登録記念物(遺跡関係)への登録について」の説明を、 文化財課長、お願いいたします。

### 【服部文化財課長】

「報告事項No.3 二ヶ領用水の国登録記念物(遺跡関係)への登録について」御説明いたします。

表紙をおめくりください。「1 二ヶ領用水の概要」でございますが、所在地は、中原区木月住 吉町1956番1外91筆等でございまして、二ヶ領用水の全長約18キロメートルのうち、今 回の登録は、本市が所有・所管する多摩区・高津区・中原区・幸区内の合計約9.2キロメート ルの範囲でございます。

「2 登録に至る経緯及び評価等」でございますが、国登録記念物は、これまでの指定制度によることが困難であるものの、消滅等の可能性が高い文化財の保存及び活用を目的とした、緩やかな保護措置を講じる登録制度でございます。

本市では、二ヶ領用水のこれまでの治水機能・利水機能・環境の機能に加え、歴史的な側面からも見つめ直しながら、安全で心豊かな都市空間の創造を目指すため、「二ヶ領用水総合基本計画」におきまして、保護制度の活用が位置づけられたところでございます。

教育委員会では、平成26年2月から文化庁との協議を重ねてまいりまして、令和元年7月31日付で文化庁に対し、国登録記念物(遺跡関係)についての意見具申を行ったところでございます。その結果、令和元年11月15日に開催された国の文化審議会において、同審議会から文部科学大臣に答申がなされたものでございます。

二ヶ領用水は、江戸時代初期の慶長16年に開削された多摩川における最古級の農業用水の1つであるとともに、昭和14年には、余剰水を使用した我が国初の公営工業用水道も設置されるなど、近世から現在に至る川崎発展の歴史を理解する上で意義深いものであり、貴重な文化財でございます。

「3 今後の取組」でございますが、国登録記念物登録の官報告示後、所管局である建設緑政局や区役所と連携し、二ヶ領用水の歴史的・文化財的価値の幅広い周知や、市民の理解と関心をより高めるための取組を進めるとともに、市域を流れる二ヶ領用水の一体的な景観の維持や活用が推進されるよう、さらなる登録範囲の拡充に向けて、関係者との調整などを行ってまいります。

なお、次のページには、今回の二ヶ領用水の登録範囲につきましてお示ししてございますので、 併せて御参照願います。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。御質問等をお願いします。 岩切委員。

#### 【岩切委員】

不案内なので教えていただきたいんですが、所在地のところの、この「91筆」というのがあるんですが、これは、どういうところにつけられる番地なのか、教えていただけますか。

### 【服部文化財課長】

公図で一区画を1筆というふうに呼ばれておりますので、その公図上でいいます筆数を「91筆」ということで書かせたものになっておりますが、あと、「等」というふうにつけておりますのは、この地番がついていない場所でございまして、二ヶ領用水、こういう用水につきましては、通常、筆がつかないものでございますので、そういうところも含めて「91筆等」というふうに表記をさせていただいております。

#### 【岩切委員】

では、対象というところは、こちらの地図でいう、赤く表記されている場所ということでよろしいですか。

#### 【服部文化財課長】

そうでございます。

### 【岩切委員】

ありがとうございます。

### 【小田嶋教育長】

ほかにいかがでしょうか。 中村委員。

### 【中村委員】

逆に教えていただきたいんですけれども、何で青いところはだめなんですか。青いところと、 赤いところの違いというのは何ですか。

#### 【服部文化財課長】

赤い部分が本市が所有・管理をしている範囲の部分でございまして、青い部分は本市以外の土 地所有者の範囲でございます。

今回は、本市の所有・管理の範囲を活用して、市民に幅広く知っていただこうというところで、 まずは、本市の所有・管理のものを登録するという方針で行ったものでございます。

### 【小田嶋教育長】

本市以外だと、県が中心ですか。

#### 【服部文化財課長】

国、県ですとか、あと鉄道会社等々ございます。

### 【小田嶋教育長】

よろしいですか。

#### 【中村委員】

県とかは指定の申請はしないものなんですか。どちらかというと、赤く一本線になっていくと、 きれいな気がしたんですけれど。

#### 【服部文化財課長】

今回、正式に官報で登録を告示されましてから、ほかの土地所有者の方々とも協議を重ねまして、追加して登録ができますという説明等を継続して行っていきたいと考えております。

### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.3について、承認してよろしいでしょうか。

### 【各委員】

<承認>

### 【小田嶋教育長】

では、報告事項No.3は承認といたします。

### 報告事項 No. 4 川崎市地域文化財顕彰制度における第2回川崎市地域文化財の決定について

### 【小田嶋教育長】

続きまして、「報告事項No.4 川崎市地域文化財顕彰制度における第2回川崎市地域文化財の 決定について」の説明を、文化財課長、お願いいたします。

#### 【服部文化財課長】

「報告事項No.4 川崎市地域文化財顕彰制度における第2回川崎市地域文化財の決定について」御報告申し上げます。

お手元の資料の1ページをごらんください。はじめに、「1 川崎市地域文化財顕彰制度の概要」について、「(1)趣旨」でございますが、平成29年12月に創設した当制度は、川崎市内で、市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的としております。

- 「(2)地域文化財の対象」は、法令・条例により指定・登録等がされていない未指定文化財でございます。
- 「(3)地域文化財候補の選出及び決定」でございますが、市民団体等からの推薦を受け、教育委員会事務局文化財課で候補文化財を精査し、文化財審議会での意見聴取を経て、教育長が決定するものでございます。

続いて、「2 第2回地域文化財の決定」についてでございますが、平成31年4月1日から6月29日までを募集期間として広く推薦を募ったところ、市内の社寺や町内会・自治会などから75件の推薦がございました。推薦を受理した文化財について、文化財課で現地調査や所有者へのヒアリング等を実施し、推薦内容を精査した上で、今年度の地域文化財として68件を決定したものでございます。

なお、取下げのあったものや、継続調査を要するものなど計7件につきましては、今回の決定 から除いております。 次に、「3 主なスケジュール」でございますが、決定に当たりましては、関係要綱に基づき、10月15日開催の文化財審議会で意見聴取を行った上で、11月22日付けで決定したものでございまして、本日、市議会への報告並びに報道機関等の公表を予定しているところでございます。

なお、次の3ページ及び4ページには、このたび決定いたしました川崎市地域文化財の一覧表 を添付しておりますので、併せて御参照願います。

第2回に当たる今回は、地域の団体などから多くのお問合せをいただきまして、昨年度より5件多い68件の地域文化財を顕彰することができました。これら地域文化財の総数は131件となりますことから、今後もホームページや案内パンフレットなどによる普及啓発に努め、市民の理解と関心をより高めていく取組を推進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

### 【小田嶋教育長】

では、質問等ございましたら、お願いします。 岡田委員、どうぞ。

### 【岡田教育長職務代理者】

御説明ありがとうございます。

1ページ目の2の(3)のアスタリスクというか、下のほうにある「継続調査を要するもの」 それから、「顕彰対象にならないもの等」6件あったというふうに御報告いただいたんですが、こ の継続調査はどのくらいに結論が出るというか、どういう意味の継続調査なのか教えていただけ ますか。

#### 【服部文化財課長】

継続調査が必要になったものにつきましては4件ございまして、そのうち、多くのものは年代 が確定できなかったものですとか、まだ、より調査が必要なもの、そうしたものが4件ございま したので、継続調査とさせていただいたものでございます。

あとは、今回対象にならなかったものとしては、50年を経過しているものが地域文化財の要件としておりますことから、この50年に満たなかったものがございましたので、こうしたものは対象外とさせていただいたものでございます。

### 【小田嶋教育長】

よろしいですか。

#### 【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。

### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

岩切委員。

### 【岩切委員】

3ページ目の下のほうに、「無形民俗文化財」というのが3点ほど指定があるんですけれども、これは、実際にそういったお祭りであるとか、そういったものを、既に見学済みということでしょうか。

### 【服部文化財課長】

こちらの3件については、こういう行事が行われているということは確認をしておりまして、特に38番の「登戸台和地区の歳の神」でございますが、こちらは、昨年度、継続調査ということにさせていただいたものでございまして、小正月の行事でございますので、それにあわせて、ことし改めて再調査をさせていただいて、今回地域文化財として決定をさせていただいたものの一つでございます。

# 【岩切委員】

ありがとうございます。ちょうど、この期間が6月の終わりから今までの間で、ちょっと短い のでというふうに思ったんですが、よくわかりました。ありがとうございます。

# 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.4について、承認してよろしいでしょうか。

### 【各委員】

<承認>

#### 【小田嶋教育長】

では、報告事項No.4は承認といたします。

#### 7 議事事項 [

議案第50号 教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

### 【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Iに入ります。

「議案第50号 教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」 の説明を、庶務課担当課長、教職員企画担当課長、お願いいたします。

#### 【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第50号 教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」につきまして御説明申し上げます。

はじめに、改正の概要につきまして、教職員企画課担当課長から御説明申し上げます。

### 【佐藤教職員企画課担当課長】

教職員企画課でございます。よろしくお願いいたします。

教員特殊業務手当の支給に関する規程の改正概要につきまして御説明いたしますので、議案第 50号の資料をごらんください。

はじめに、「1 教員特殊業務手当の概要」についてでございますが、教員特殊業務手当は、 特殊勤務手当の1つとして「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例」第15条に規定している もので、非常災害時の緊急業務や修学旅行・対外運動競技の引率指導業務、部活動指導業務等に 従事した教員に支給されるものでございます。

次に、「2 現状の概要」についてでございますが、平成31年4月1日から川崎高等学校と 川崎高等学校附属中学校において、異校種間人事交流を行っています。この人事交流は、「教育 公務員特例法」の規定による長期研修として行っているため、適用される給料表は在籍校に基づ いています。

また、部活動指導に係る教員特殊業務手当は、「教員特殊業務手当の支給に関する規程」上、 適用を受ける給料表等において支給対象が規定されています。

このため、当該教員の部活動指導の対象は研修先の生徒であることから、現行の規定では部活動指導に係る教員特殊業務手当が支給できない状態及び同一業務に従事しているにもかかわらず 不均衡な状態にあります。

次に、「3 対応」についてでございますが、ただいま御説明させていただきました「2 現 状の概要」の状態を解消するため、「教員特殊業務手当の支給に関する規程」を改正し、当該職 員に支給できるようにするものです。

恐れ入りますが、議案書の3ページ「新旧対照表」をごらんください。左側が改正案、右側が 現行の規程になります。部活動指導に係る規定は第3条の(5)と記載されている第5号になり、 アが高等学校、イが中学校に関する規定となっています。第5号アの下線部分になりますが、「川 崎高等学校附属中学校に派遣されている者を除き、川崎高等学校に派遣されている者」を加える 改正を行うものです。

次のページにまいりまして、第5号イの下線部分です。「川崎高等学校附属中学校に派遣されている者」を加える改正を行うものです。

この改正により、長期研修においても部活動指導に係る教員特殊業務手当を支給できるように するものです。

恐れ入りますが、議案第50号の資料にお戻りいただきまして、「3 対応」の2段落目になります。この人事交流が平成31年4月1日から行われていることから、これまでの勤務実績に対する支給を行えるよう、その時点にさかのぼって適用させるものです。

最後に、「4 施行日」についてでございますが、公表の日から施行するものでございます。 説明は以上でございます。

### 【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、「教育公務員特例 法第22条第3項に規定する長期にわたる研修として川崎市立川崎高等学校に派遣されている者 に教員特殊業務手当(4)を支給できること等とするため、この訓令を制定するもの」でござい ます。

恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。先ほど御説明いたしました教員特殊業務手当を 第3条第5号に規定しておりますので、長期研修を行う教員について、教員特殊業務手当を支給 できるよう、改めるものでございます。

附則でございますが、この訓令の施行期日を公表の日からとし、改正後の訓令の規定は、平成 31年4月1日から適用するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。 質問等、いかがでしょうか。 岩切委員。

### 【岩切委員】

資料のほうの2のところでございます、この異校種間人事交流というものなんですが、これは 川崎高等学校と川崎高等学校附属中学校のみで行われているものなのでしょうか。

#### 【広瀬教職員人事課長】

今回の件は、そうなっております。高校から1名、中学校から1名の交流を行っているものになります。

#### 【岩切委員】

今後、ほかの中学、高校で行う予定はないのでしょうか。

#### 【広瀬教職員人事課長】

今、予定はしておりません。

### 【岩切委員】

わかりました。

#### 【小田嶋教育長】

10年研修の校外研修などで、異校種間の研修で中学の教員が高校に行ったり、逆のパターンとかで研修したりする部分というのはありますけど、日常的にやっているのは今この部分だけ。

### 【田中教職員人事課担当係長】

長期的に一年間というのは、川崎高等学校と川崎高等学校附属中学校のみになっております。

### 【岩切委員】

質問をさせていただいた趣旨が、もしこれをほかの学校でも行うのであれば、このただし書き のところをもう少し工夫されたほうがいいのかなと思いました。

### 【小田嶋教育長】

今のところ、そういう予定はないという。

#### 【岩切委員】

ないということですね。了解いたしました。

### 【小田嶋教育長】

ほかにいかがですか。 小原委員。

### 【小原委員】

すみません。資料の「現状の概要」のところで、4行目なんですけど、「適用される給料表は在 籍校に基づいている」となっているんですけど、在籍校というのはどこのことを言うんですか。

#### 【佐藤教職員企画課担当課長】

附属中学校にいて、高等学校に行かれる方は、そのまま中学校の給料表という形になります。 それが在籍校に基づいてという趣旨でございます。

#### 【小原委員】

中学校のままということですね。

### 【佐藤教職員企画課担当課長】

そうです。

### 【小原委員】

部活動は、高校は手当はないんですか。

#### 【佐藤教職員企画課担当課長】

議案の3ページのほうに、新旧対照表が、先ほど見ていただいたかと思うんですけれども、その第3条の(5)と書いてある部分のアというところで、まず、こちらが高校になるんですけれども、「高等学校教育職給料表の適用を受ける者」というのが、まず前提に高校の場合にはなってしまっておりますので、そこで、本来、ここでは高等学校の給料表を適用されている職員しか支

給できませんというところになっているところに、中学校の給料表を適用されていて、派遣されている方を加えるというような作業をしているものでございます。

### 【小原委員】

対象が高校生だから、払うことができないという。

#### 【佐藤教職員企画課担当課長】

そうです。

### 【小原委員】

対象が高校生だから、高校と同じ金額を払うということではないということですか。 わかりました。ありがとうございます。

### 【小田嶋教育長】

中学校と高校の特勤手当の金額は違っているんですよね。

### 【佐藤教職員企画課担当課長】

若干違っております。中学校の場合には、やはり最終下校時刻というのが、夏時間で概ね6時くらいと設定されているところが多いと思うんですけれども、そうなりますと、高校が、見ていただくと2時間以上という形になっておりますが、一日平均すると2時間という部活動の時間が、基本的にはとれない。実質的に設定しても支給がないという状態になりますので、これは以前、職員団体さんのほうから御要望がございまして、制定当初は県費の時代になりますが、2時間以上という規定だったものを、職員団体さん等の要望から、中学校については1時間以上というところに設定区分を見直したという経過が以前あったようです。

#### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですかね。 それでは、議案第50号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

### 【各委員】

<可決>

#### 【小田嶋教育長】

では、議案第50号は原案のとおり可決いたしました。

#### 議案第51号 通学区域の一部変更について(野川小・西野川小・南野川小学校区)

#### 【小田嶋教育長】

次に、「議案第51号 通学区域の一部変更について(野川小・西野川小・南野川小学校区)」 の説明を、企画課長、お願いいたします。

### 【田中企画課長】

それでは、「議案第51号 通学区域の一部変更について」御説明いたします。

議案書の「1 変更の理由」をごらんください。令和元年10月15日に宮前区野川地区の一部で住居表示が実施され、住所の表示が変更されました。それに伴い、宮前区野川地区の小学校の通学区域について、住居表示との整合を図るため、通学区域の一部変更を行うものでございます。

なお、通学区域の変更に当たっては、現地の状況を確認するため、実際に現地を歩いて確認し、 関係する学校、町内会、変更対象地区にお住まいの方々からの意見を聴取するなど、これまでの 間、検討を重ねてまいりました。

次に、「2 変更の内容」でございますが、表のとおり、変更対象地区について新指定校に変 更するものでございます。詳細は後ほど御説明いたします。

次に、「3 施行日」でございますが、令和2年1月1日から施行するものでございます。なお、既に就学している児童の転校等は必要ありません。

1枚おめくりいただき、資料、1ページをごらんください。「変更対象地区の全体図」でございます。今回の対象地区は13カ所ございます。各学校の位置でございますが、緑色で囲ってありますとおり、右側に野川小学校、真ん中やや上に西野川小学校となります。

なお、南野川小学校の位置でございますが、全体図に記載はありませんが、全体図より下側に 位置しております。

当該変更対象地区につきましては、「何丁目何番何号」の「号」により、通学区域が線引きされております。「号」は建物に付番されることから、建物の解体や新築により、通学区域の指定が不十分となることがあります。よりわかりやすい通学区域表となるよう、住居表示実施に伴い、街区符号である「番」にて線引きを行うことが適切であると考え、通学区域の変更を行うものでございます。

なお、黒い線が現在の小学校の通学区域、赤色の線が変更後の新たな通学区域、変更対象地区 は青枠で囲んでいる箇所でございます。

1枚おめくりいただき、2ページをごらんください。「変更対象地区の詳細図」でございます。

「1 西野川1丁目14番」をごらんください。図中の薄い青枠及び濃い青枠に囲まれている箇所が、住居表示後の「西野川1丁目14番」全域でございます。濃い青枠に囲まれている箇所が、変更対象地区となっており、他の箇所についても同様に色付けしております。住居表示前の野川3170番地のみ野川小学校区であったため、全域を西野川小学校区とするものでございます。なお、在学児童・未就学児童はおりません。

次に、「2 西野川2丁目6番」をごらんください。黒い線が現在の小学校の通学区域となっており、赤色の線が変更後の新たな通学区域でございます。西野川2丁目6番の境に沿うよう、通学区域を変更するものでございます。なお、他の箇所についても同様に線の色を区別しております。在学児童・未就学児童はおりません。全域を西野川小学校区とするものでございます。

次に、1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。「3 西野川2丁目14番」でご

ざいますが、当該地区から西野川小学校へ就学している児童が3名おります。また、未就学児童は4名でございます。全域を野川小学校区とするものでございます。

次に、「4 西野川2丁目30番」では、在学児童・未就学児童はおりません。全域を野川小学校区とするものでございます。

次に、1枚おめくりいただき、4ページをごらんください。「5 西野川2丁目32番」でございますが、当該地区は開発予定地域のため、在学児童・未就学児童はおりません。全域を西野川小学校区とするものでございます。

次に、「6 西野川 3 丁目 1 7番」でございますが、当該地区から西野川小学校へ就学している児童が 1 名おります。また、未就学児童はおりません。全域を野川小学校区とするものでございます。

次に、1 枚おめくりいただき、5 ページをごらんください。「7 西野川2 丁目2 0 、2 1 、2 6 番」でございますが、当該地区は畑のため、在学児童・未就学児童はおりません。全域を野川小学校区とするものでございます。

次に、「8 西野川3丁目3番」でございますが、在学児童・未就学児童はおりません。全域を野川小学校区とするものでございます。

次に、1枚おめくりいただき、6ページをごらんください。「9 西野川3丁目5番」でございますが、未就学児童が2名おります。全域を野川小学校区とするものでございます。

次に、「10 西野川3丁目9番」でございますが、在学児童・未就学児童はおりません。全域を野川小学校区とするものでございます。

次に、1枚おめくりいただき、7ページをごらんください。「11 西野川3丁目13番」でございますが、指定変更により南野川小学校へ就学している児童が1名おります。また、未就学児童はおりません。全域を南野川小学校区とするものでございます。

次に、「12-1 西野川3丁目22番」でございますが、未就学児童が7名おります。全域を野川小学校区とするものでございます。

次に、「12-2 西野川3丁目23番」でございますが、当該地区は林のため、在学児童・ 未就学児童はおりません。全域を南野川小学校区とするものでございます。

1枚おめくりいただき、8ページをごらんください。最後に、「13 西野川3丁目29番」でございますが、指定変更により野川小学校へ就学している児童が2名おります。また、未就学児童は1名でございます。全域を野川小学校区とするものでございます。なお、それぞれの地区において、中学校区の変更はありません。

1枚おめくりいただき、9ページをごらんください。資料2ページから8ページまでに記載した児童の状況を一覧にした表になります。こちらは、参考として添付しておりますので、後ほどごらんください。

最後に10ページをごらんください。当変更案につきまして、関係する学校、町内会、変更対象地区にお住まいの方々に事前に説明を行ってまいりましたが、特に御意見はございませんでした。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

何か御質問等はございますか。 岩切委員。

### 【岩切委員】

一つ質問です。3ページのところの、「3」という学区ですか。こちらのほうで、現在児童数3名、それから未就学児童が4名おられるんですが、この方たちで兄弟、姉妹の方たちっておられるんでしょうか。

### 【武田企画課担当係長】

今のところ、兄弟がいるということは確認していないんですけれども。

### 【岩切委員】

多分、ちょっと懸念なんですけれども、もし兄弟、姉妹の方がいらっしゃって、学校が分かれることになると、御両親の負担とかがふえる可能性があるので、ちょっとそこら辺が気になりました。

### 【田中企画課長】

兄弟、姉妹の場合は、指定変更が、両方の校長先生の所見なしにできることになっております ので、御負担は最小限にとどめられると思っております。

### 【岩切委員】

ありがとうございました。

#### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。 高橋委員、どうぞ。

#### 【高橋委員】

9ページの表で、11番と13番のところは、通学校は、例えば南野川小学校で、指定校は野川小学校と書いてあって、新指定校は南野川小学校と書いてあるんですけど、これは、どういう意味かなと思って。

#### 【武田企画課担当係長】

11番であれば、もともと野川小学校が指定校という形の方が、指定変更されて南野川小学校に通われている。それで今回変わるので、イコールみたいな形になるということです。

#### 【高橋委員】

わかりました。もともとの指定校は野川小学校だけれども、南野川小学校にもう既に通っていて、その新指定校になるので、転校はありませんというのが、11番と13番ということですね。

わかりました。ありがとうございます。

# 【小田嶋教育長】

では、議案第51号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

# 【各委員】

<可決>

# 【小田嶋教育長】

では、議案第51号は、原案のとおり可決いたします。

<以下、非公開>

### 8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 5 就学通知処分取消等請求事件について

瀬川庶務課担当課長が説明した。 報告事項 No.5 は承認された。

### 報告事項 No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、榎本庶務課長、重田教職員人事課担当課長が説明した。 報告事項 No.6 は承認された。

### 報告事項 No. 7 令和元年度川崎市教育委員会任期付職員(学芸員)採用選考の実施について

#### 【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.7 令和元年度川崎市教育委員会任期付職員(学芸員)採用選考の実施について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

#### 【榎本庶務課長】

それでは、「報告事項No.7 令和元年度川崎市教育委員会任期付職員(学芸員)採用選考の実施について」御説明申し上げます。

はじめに、「1 経緯及び趣旨」でございますが、教育委員会事務局では次年度に向けまして、 まず、文化財課におきましては、文化財保護法に基づく、埋蔵文化財に係る高度な専門性を有す る職員、また、青少年科学館におきましては、博物館法に規定する登録博物館として効率的・効果的な事業を推進する上での専門的な知識・技能・経験を有する職員を、それぞれ確保するため、 今回、任期付職員(学芸員)の採用選考を行うものでございます。

次に、「2 選考区分及び採用予定者数」でございますが、選考区分につきましては、文化財課において、「埋蔵文化財A」と「埋蔵文化財B」、また、青少年科学館において「天文」となり、それぞれ採用予定者数については1名といたします。

次に、「3 任期」でございますが、「埋蔵文化財A」と「天文」につきましては、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間、「埋蔵文化財B」につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっております。

次に、「4 選考日時等」でございますが、第1次選考につきましては、令和2年1月12日の日曜日、また、第2次選考につきましては、令和2年2月9日、日曜日に、面接試験により実施する予定としております。

次に、「5 選考結果通知」でございますが、第1次選考につきましては、令和2年1月27日、月曜日に合格者に文書で通知するとともに、市のホームページに掲載をいたします。第2次選考につきましては、令和2年2月20日、木曜日に合否にかかわらず受験者全員に文書で通知するとともに、市のホームページに掲載をいたします。

次に、「6 受付期間」でございますが、令和元年12月4日、水曜日から12月20日、金曜日までといたします。

最後に、「7 受験案内の配布」でございますが、受験案内につきましては、12月4日から 市内の区役所等で配布いたします。また、選考試験の実施について、「市政だより12月1日号」 及び市のホームページ上で掲載をいたします。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

何か質問はございますでしょうか。 岩切委員、どうぞ。

#### 【岩切委員】

「埋蔵文化財B」の任期だけが1年ということで非常に短いんですが、これは1年間で終了するようなお仕事と考えてよろしいんでしょうか。

### 【榎本庶務課長】

まず、1年やった中で、この仕事については、また組織全体の中で評価がされるところと思いますが、事務局の来年に向けての、この仕事についての期間で、まず1年間という期限が示されております。

具体的に申し上げると、「A」については、橘樹官衙遺跡群等含めまして、文化財課が現在所管する業務がふえているところを踏まえまして、任期4年という中で任期付職員をとるところでございますが、もう一方の「B」につきましては、結果的に現在、報道等でも御承知のとおり、市民ミュージアムが台風19号の関係で埋蔵物が水害に遭っておりますけれども、もともと施設の

老朽化に対する対応が、今年度に入りましてから関係局と今後進めていくということが、もともと位置づけがございました。そうした市民ミュージアムのあり方検討を行う上で、文化財課として業務として要する上で、検討のプロジェクト期間として、まず1年間という期限を示されておりましたので、これについては1年間という期限を示しておりますが、検討を進める中で、また次年度の中で、期限の延長等も場合によってはあると思います。

そういう点での仕事の違いでございます。よろしくお願いします。

#### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。 高橋委員。

### 【高橋委員】

すごく専門性の求められる高度な人材を必要とされるような職種だと思うんですけれども、そういう方々が、任期付職員という、いわゆる不安定な条件で、そういう方が来ていただけるのかという疑問と、昨今、公務員ワーキングプアみたいな、非正規の方が公務員でも多いというお話もニュースにもなっていたりするので、官衙遺跡の話とかは、例えばまだまだ先に続くお話ですし、そういうものを短期ではなくて、もう少し長期のスパンにわたって、すばらしい人材を確保するというような、そういうことにはならないんでしょうか。

#### 【榎本庶務課長】

任期付職員を任用する中で専門性の確保ができるのかという点については、大変課題を感じているところがございます。

一方で、私どもの学芸員については、市役所全体で10名いないような、そういう状況になっております。

そういった中で、少数職種と言われているところもございまして、そういった少数職種についての採用については、全庁的な考え方がございまして、この職種だけではないんですが、採用についてのあり方検討を数年前に行った中では、正規として雇うところでは、この後文化財学芸員が携わるような博物館業務ですとか文化財業務に、どういう人員をたて、どういうスパンで臨んでいくかについては、一定程度、考え方は示されているんですが、そういった中では、この学芸員については任期付職員で任用するというような方針が、一定整備されておりますが、一方で、特に橘樹官衙とか、ふだん全体としては20年とか30年とかけて行う事業でございますので、そうした事業の継続性、あと期間、そういった中では、また改めて、今回の市民ミュージアムの件もございましたので、全庁的な中で、今回、任用もまたふえるところでもございますので、教育委員会事務局としては、この任用のあり方については、市部局とも協議をしながら、どういう任用の仕方がいいのか、任期付の採用等も含めて、これは少し、また協議をしなければいけないとは思っております。

答えになっていないかもしれませんけれども、専門性の確保について、また、採用を募集する中で、できるだけいい方に、大学等にお声をかけたりしながら、まずは、この4月に向けて確保に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

# 【高橋委員】

長期スパンで協議をしていただけるということなので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですね。

では、報告事項No.7について承認してよろしいでしょうか。

# 【各委員】

<承認>

# 【小田嶋教育長】

では、報告事項No.7は承認といたします。

# 9 閉会宣言

# 【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。お疲れさまでした。

(15時26分 閉会)